

第4回

愛媛地方最低賃金審議会

資料

令和6年9月4日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第4回愛媛地方最低賃金審議会

資料目次

令和6年9月4日

1 愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）（写） (令和6年8月19日付け愛媛賃審発第2509号)	1
2 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示（写） (愛媛労働局一般公示第4号)	5
3 愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申立書	
(1) 2024年度愛媛地方最低賃金の改正決定に対する異議申立書（写） (2024年8月29日付けコープえひめ労働組合 執行委員長 今井 清志)	7
(2) 愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申立書（写） (令和6年8月29日付け西条周桑地域労働組合連絡協議会 議長 横井 幸男)	8
(3) 2024年愛媛県最低賃金の改正決定（答申）について異議申し立て（写） (2024年8月30日付け愛媛県教職員組合 中央執行委員長 加藤 諭)	9
(4) 2024年愛媛県最低賃金の改正決定（答申）について異議申し立て（写） (2024年9月2日付け愛媛地方労働組合連合会 議長 今井 正夫)	10
(5) 愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書（写） (2024年9月3日付け愛媛地方労働組合連合会 青年部 部長 山内 佑樹)	11
(6) 愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て（写） (2024年9月3日付け日本自治体労働組合総連合愛媛県本部 書記次長 堀川 孝行)	13
4 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告） (令和6年7月22日 愛媛地方最低賃金審議会小委員会委員長)	15
5 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました (厚生労働省発表 令和6年8月29日)	17



愛媛賃審発 2509 号
令和 6 年 8 月 19 日

愛媛労働局長
常盤 剛史 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏

愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 7 月 8 日付け愛媛労発基 0708 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき、最新のデータにより比較したところ、令和 4 年 10 月 5 日発効の愛媛県最低賃金（時間額 853 円）は、令和 4 年度の愛媛県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

なお、地方の中小企業・小規模事業者には、原材料価格の高騰等によるコスト増大、急激な最低賃金額の上昇による労務費の増大の中で、十分な価格転嫁ができない業種等もあることを踏まえ、（1）業務改善助成金を更に活用しやすくするための制度の簡素化や設備の増設要件緩和等の制度充実、（2）二極化が進んでいるとされる労務費等の価格転嫁問題を踏まえた、中小企業・小規模事業者のための価格転嫁交渉の支援、（3）いわゆる『年収の壁』を意識せずに働くことができる環境整備について、政府としてなお一層の取組を強く要望する。

別紙1

愛媛県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 956円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別紙2

愛媛県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 愛媛県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 853 円
- (3) 発 効 日 令和4年10月5日

2 生活保護

- (1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

- (2) 対象年度

令和4年度

- (3) 生活保護水準（令和4年度）

生活扶助基準（第1類費+第2類費+冬季加算+期末一時扶助費）の愛媛県内人口加重平均に、住宅扶助費の実績値を加えた金額（96,119円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、愛媛県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

- (註) 1箇月換算額

853円（愛媛県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）=119,639円



愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示

愛媛労働局一般公示第4号

令和6年8月19日愛媛地方最低賃金審議会から愛媛県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項及び第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、愛媛県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項及び第12条の規定に基づき令和6年9月3日までに愛媛労働局長あて（松山市若草町4番地3）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和6年8月19日

愛媛労働局長 常盤 剛史

記

愛媛県最低賃金の改正決定に係る愛媛地方最低賃金審議会の意見の要旨

愛媛県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間956円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり



2024年8月29日

愛媛労働局長 常盤 剛史 殿

copeeimei 労働組合
執行委員長 今井 清志

2024年度 愛媛地方最低賃金の改正決定に対する異議申立書

「愛媛地方最低審議会の意見に関する公示」がありましたので、次のように異議申し出を行います。

申し出の趣旨

愛媛地方最低賃金を昨年比59円増の956円とした答申について

1. 地域間格差の是正に取り組む再審議を求めます。
2. 生計維持にふさわしい額1,500円に近づけるために、今すぐ1,000円にして下さい。
3. 最低賃金引き上げと同時に、政府・厚生労働省・各自治体が企業・小規模事業所への今以上の有効な支援策を強化・充実させることが必要です。愛媛地方最低賃金審議会として要請してください。

理由

今回の答申は過去最大の額であり、全国的に見ても8月28日時点では岩手県と並び最大の上昇幅であることは評価でき、最賃審議会の尽力に敬意を表します。しかし額自体を見ると全国でも下位に沈んでおり、物価高をカバーできる額ではありません。フルタイム(1日8時間・週40時間・年間52週)で働いても約198万円となり、ワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円を下回っています。まずは年収200万円を超えるために最低賃金を1,000円とし、岸田首相が掲げた「2030年代半ばに最低賃金1,500円」を早期に達成することが必要です。

最低賃金を引き上げると中小企業や小規模事業所の経営に多大な影響が出ます。2024春闘での賃上げ率は大企業では5%を超えたものの中小企業ではその半分以下の水準に留まっています。中小企業では原材料費や燃料費の上昇分を価格転嫁することが精一杯で人件費まで転嫁できません。また、生産性向上のための助成金を活用できている企業はごく一部であり、現在の助成金制度以上の支援を行い、企業・事業所の負担を軽減する必要があります。大企業との取引適正化の監視を強化し、助成金制度申請時にかかる費用の補助をはじめ、労働生産性を向上させ全ての企業・事業所が最低賃金以上の賃上げが出来るようにしなければ人手不足や経営が厳しくなるばかりです。

最低賃金が上がると年収が増え、いわゆる「年収の壁」を意識し、今後の働き方を考え契約時間を減らす労働者、年内の出勤日数を調整する労働者がすることが予想できます。これは今以上に人手不足を招く状況になり、早急に対応しないと人手不足の解消にはつながりません。copeeimeiのパート労働者の中にも例年、年末の繁忙期に収入制限のため出勤日数を減らす人が増え、平常時以上に人手不足が発生していますが、最低賃金の上昇で人手不足に拍車がかかることが予想されます。「年収の壁」を見直し、契約時間の延長などを促していくことが労働者の収入増と人手不足解消につながると考えます。

以上の理由から、最低賃金の再考と国・政府・自治体への支援策についての要請をお願いします。



令和6年8月29日

愛媛労働局長 常盤 剛史 殿

西条市明屋敷164番地
西条周桑地域労働組合連絡協議会
議長 横井 幸男

愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

令和6年8月19日愛媛地方最低賃金審議会から意見の提出があった愛媛県最低賃金の改正決定について、最低賃金法第11条第2項及び第12条の規定に基づき、次のとおり異議を申し立てる。

1. 異議の内容 愛媛の最低賃金は1時間当たり59円増の956円で改正決定意見の提出があつたが、生活できる最低賃金として1,500円以上にするとともに、全国一律最低賃金制度への法改正を求める。
2. 異議の理由 全労連が実施した最低生計費試算調査では、全国どこでも月額24～26万円が必要という結果が出ています。今回改正決定の愛媛の時給956円では、月150時働いても143,400円で、最低生計費試算調査の最低限必要な金額からかけ離れており、普通の生活を送ることは困難な状況です。また、生計費に地域間格差がない中で、地域によって最低賃金に違いがあることは、労働力の地方からの流出につながり、地方の経済が疲弊するだけです。岸田首相は、骨太方針に最低賃金引き上げの目標（2030年代半ばまでに、全国加重平均1,500円）の早期達成とともに、地域間格差の是正について盛り込みました。とりわけ、物価高騰で非正規労働者の生活の困難さが増しています。非正規労働者の待遇改善をすすめるためにも、中小企業支援と合わせて、最低賃金の大幅引き上げ、全国一律最低賃金の確立が急がれていますが、全国で最も低い標準生計費を資料とした今回の時給956円（59円増）では、依然として生活できる賃金とかけ離れており、これを認めることはできません。



2024年 8月30日

愛媛労働局長

常盤 剛史 様

愛媛県教職員組合（県教組）

中央執行委員長 加藤 諭

2024年愛媛県最低賃金の改正決定(答申)について異議申し立て

貴職の地方の労働行政、賃金・労働条件の改善に向けたご努力に敬意を表します。

8月19日、第3回愛媛地方最低賃金審議会で、最低賃金を59円引き上げ、956円とするよう答申されましたが、以下のとおり、異議申し立てを行います。

記

1. 異議の内容

- (1) 2024年度の愛媛県最低賃金956円については、不服です。
- (2) 愛媛県最低賃金は、愛媛県における労働者の最低生計費をカバーできる額とし、今すぐ1,000円に引き上げ、1,500円を目指すべきです。

2. 理由

- (1) 物価高騰で、実質賃金は下がり、家計は、火の車です。この流れを止め、地域経済を回復させるには、最低賃金を思い切って引き上げることが、何より求められているからです。「引き上げ額が過去最高」でも、1,000円に届かない低水準です。
- (2) 956円という低額では、フルタイムで年間1,800時間働いたとしても、年間総額で1,720,800円、月額手取りでは140,000円弱です。ここから社会保険料等が抜かれていくので、ワーキングプア水準をはるかに下回っています。
- (3) 1,500円以下の額では、子どもの教育や青年の進路を支える家計の大きな改善になりません。日本の高等教育の学費は「世界一の高額費」といわれています。青年は、貧弱な奨学金制度の下で、低賃金のアルバイトで生活と学費の工面を余儀なくされています。低賃金で長時間労働やダブルワークを余儀なくされている保護者も少なくなく、物価高騰で食料や学用品が買えない、病院へ行けないなど、子どもの貧困問題は深刻です。ヤングケアラーの問題も看過できない状況です。子どもの権利条約に基づく子どもの人権保障を進めていく上でも最低賃金の役割は重要です。

以上、異議申し立てとします。最後までご尽力ください。



2024年9月2日

愛媛労働局長

常盤 剛史 殿

愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）

議長 今井 正夫

2024年愛媛県最低賃金の改正決定（答申）について異議申し立て

愛媛地方最低賃金審議会は8月19日、第3回審議会で、今年度の愛媛県の最低賃金を現在の時間額897円から59円引き上げ、956円とする答申を行いました。

異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安50円に9円プラスするとの答申は意義あるものと受け止めます。

しかし、時間額59円の引き上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、首都圏などとの賃金格差も解消されません。

愛媛県を希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。最低賃金の引き上げはそのことに大きな影響を与えます。

以上のことから、異議を申し立てます。

(1) 今回の答申の956円で、月178.8時間働いた場合、月収17万2千円・年収205万1千円とやっとワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円に到達したといつても、この間の物価高騰と実質賃金26ヶ月連続マイナスの状況から県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く人々の苦しさはより大きくなっています。私たち全労連がおこなった最低生計費試算調査で、「月額25万円・時間額1,500円(月150時間)以上必要」「生計費は都市と地方で差がないこと」が示されており、今回の愛媛県最低賃金の引き上げ額は不十分であり、再度審議を求めます。

(2) 愛媛と東京の最低賃金の地域間格差は「216円」から「207円」に多少縮小しましたが、最低生計費試算調査の「生計費は都市と地方で差がない」中で、この格差は人口減少の原因となっており、「207円」は年収で44万4千円(月178.8時間換算)となり、早急な是正が必要です。その面からも中小企業・小規模零細事業者に対する抜本的な対策を政府へ要望すべきです。

また、特に人手不足が深刻な医療・介護・保育など福祉の分野は、更なる医療・介護報酬の引上げ及び保育士配置基準の再見直し、ケア労働者の処遇改善についても、中小企業・小規模事業者への支援とは異なる対策が必要であり、答申に盛り込むべきです。

写

2024年9月3日

愛媛労働局局長 常盤剛史様
愛媛地方最低賃金審議会会長 森本明宏様

愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書

愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）青年部
部長 山内佑樹

愛媛の最低賃金改定の審議にご尽力されておりますことに心より敬意を表します。

今年の最低賃金改定にあたり、中央最低賃金審議会がABCランクすべてで+50円とする目安を決め、地方にその引上げ額の判断が委ねされました。

答申の結果、愛媛県は中央審議会目安に9円を上乗せする+59円の956円とされました。

今回異議申し立てを行う争点は、愛媛地方最低賃金審議会が行った59円引き上げの956円とする答申は憲法25条及び労働基準法第1条1項にある「人たるに値する生活できる水準」には遠く及ばない点について申し上げます。

最低賃金法1条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とあります。さまざまな物価が高騰するもとで、特に非正規労働者は影響が大きく、生活も脅かされ続けています。8月19日に答申された956円がその同条項にある「労働者の生活の安定」と「労働条件の改善」の寄与にたる答申であるかどうか貴審議会において再度審議をいただきたく、以下理由を述べ、答申に対する異議申し立てをいたします。

(1) 最低賃金はただその日が暮らせばいいというわけではないことは、憲法25条、労働基準法第1条1項、最低賃金法第1条でも明らかです。

現行の最低賃金額は、いわゆるワーキングプアと言われる年収200万円の水準に届かず、例えば病気などの不測の事態が起こると「労働者の生活の安定」どころか、備えるための蓄えができない状況です。

現在の物価高騰、生活必需品の高騰は、特に非正規労働者の生活に多大な影響を与え、時給で働く労働者は最低賃金が低いが故、「明日の生活も不安定」「未来に希望が持てない」状況であること、そして、非正規として働きながら、主に家計を支えている割合も高まっていることも意見として述べてきました。

少なくとも5%程度の物価上昇を考慮し、さらに物価高騰が低所得者ほど重荷になることを考えれば、この物価上昇分にプラスしての引き上げを最低賃金額に加味しなければなりません。今年の答申額でも物価上昇分と比較すれば現状維持程度とみられ、物価高騰を加味するとは言えないのではないかと考えています。

意見でも紹介しましたが、全労連は、全国25都道府県以上で「最低生計費試算調査」を

取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）前後が必要であることを明らかにしてきました。さらに、今年には物価高騰を考慮した再調査結果もあり、結果では、北海道・東北6県で、2016年の1,500円程度から1,700円程度へと増えており、これらは家計の実感にも近いのではないでしょうか。物価の上昇等を踏まえた最低賃金額の再検討をお願いいたします。

(2) 今年の中央最低賃金審議会は全ランクで50円の引き上げ目安を示しました。これに対し、Cランクを中心にBランクでも目安を上回る引き上げ答申が行われています。特に、今年は徳島県が目安に34円プラスとし、最低賃金額では四国内でトップとなりました。しかし、それでもBランクの中位程度です。Aランクとされる地域との格差は、これほどまでに開いている状況です。

地域の消滅や地域の維持への課題となっている人口流失では、最低賃金の高いところへ人が集まっていることが明らかとなり、これまでも問題とされてきました。最低賃金の地域間格差の是正こそが急務であり、改めて全国一律の最低賃金の確立を地方審議会からも求めていく必要があると考えます。

以上の理由から、今年度の愛媛県最低賃金額を決定するにあたり、「労働者の安全と命」「労働者の生活と安定」や「人間として生きる水準」の審議が尽くされたかどうかを今一度ご確認いただき、答申額を再審議していただくことを強く要望し、異議申し立てといたします。

以上



2024年9月3日

愛媛労働局局長 常盤 剛史 様

愛媛地方最低賃金審議会会長 森本 明宏 様

日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部
書記次長 堀川孝行
松山市三番町 8-10-2

愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て

最低賃金改定の審議を行う貴職のご努力に敬意を表します。今回の愛媛地方最低賃金審議会の答申である 59 円引き上げ改定について、下記の通り、審議会への意見書にもとづいて、異議を申し立て、再検討を要請する。

記

1. 物価高騰から労働者・家計を守るには不十分

今回の愛媛審議会の答申が「59 円引き上げ」となった。中央審議会の目安を 9 円上回ったが、今回の引き上げ額と物価高騰・消費者物価指数とを比較しても実質的賃上げとなるような効果は小さい。これらの情勢に対応すべき引き上げの水準の再検討が必要と考える。

2. 答申額は「健康で文化的な最低限度の生活の保障」には低額である

最低賃金法 9 条 2 項で、最低賃金の決定根拠として「生計費」「賃金」「支払能力」の 3 要素が規定されている。生計費から言えば、時間額 956 円としてもまだ年収で 200 万円にも届かず低い額であり、その点からしても引き上げ額は十分ではない。

また、総務省は自治体での非正規職員である「会計年度任用職員の賃金決定について踏まえるべき『地域の実情』には最低賃金が含まれる」と通知したように、物価高騰により大きな影響を受ける非正規職員の処遇改善に資する最低賃金額の引き上げが必要と考える。

3. 愛媛地方最低賃金審議会独自の最低賃金額の検討を求めたい

愛媛地方最低賃金審議会として、労働者の生計費とはどのような金額であるのか、いくらが妥当なのか、こうした議論・検証を意見書でも求めてきた。それは、3 つのランク分けとなり、なおかつランク内での金額の差・整合性など、ランク制自体の整合性が問われる状況もある。どのような額の愛媛県の最低賃金額が必要・適当かを明らかにしたうえで、県内で仮にそこまで引き上げるためには公労使でどういった議論・方策が必要になるのか、

そうした前向きな議論を愛媛地賃として行うべきではないか。

特に今回徳島県が目安を大きく上回る 84 円引き上げを答申した。今回の徳島県の審議会の状況もみれば、将来的にはランク制・中央目安によらない議論が必要になると思われる。

4. 愛媛地方最低賃金審議会の積極的な情報公開を求める

最低賃金にまつわる公労使委員による議論の積み重ねはより良い制度のための基礎であり、その過程は内向きにすべきではない。その議論の過程を多くの人に知らせ世論を喚起すること、特に最低賃金制度について周知を行うことは労働行政の使命でもあり、より積極的に情報公開を行うことを求めたい。

次年度以降の審議も見据え、「現行の最低賃金審議制度の枠内でも、すべての働く人たちに人間らしい最低限の生活を保障する『最低賃金額』および『全国一律最低賃金制度の実現』を」「せめて最低賃金引き上げで窮することのない中小零細企業を支援する予算・制度を国へ要求を」と要望し、今回の最低賃金額の答申が、特に時給などで働く非正規労働者、生活必需品等の値上がりによって苦しむすべての人に報いるものとなるよう、今回は特に徳島県のような引き上げはできないのかを、再検討をお願いしたい。

以上

令和6年7月22日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会
小委員会
委員長 井上 雄基

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年7月8日、愛媛地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第5号）、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第2号）、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第3号）及び愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第6号）について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

井上 雄基 宮谷 しのぶ 森本 明宏

労働者代表委員

白石 浩司 竹箇平 貴隆 竹本 良賢

使用者代表委員

小野 雄史 小池 久志 八塚 洋



Press Release

報道関係者 各位

令和6年8月29日

【照会先】

労働基準局賃金課

課長 篠崎 拓也

副主任中央賃金指導官 川辺 博之

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から51円引上げの1,055円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和6年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月25日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から11月1までの間に順次発効される予定です。

【令和6年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、50円～84円の引上げ（引上げ額が84円は1県、59円は2県、58円は1県、57円は1県、56円は3県、55円は7県、54円は3県、53円は1県、52円は2県、51円は6県、50円は20都道府県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,055円（昨年度1,004円）
- ・全国加重平均額51円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,163円）に対する最低額（951円）の比率は81.8%（昨年度は80.2%。なお、この比率は10年連続の改善）

（別紙）令和6年度 地域別最低賃金額答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

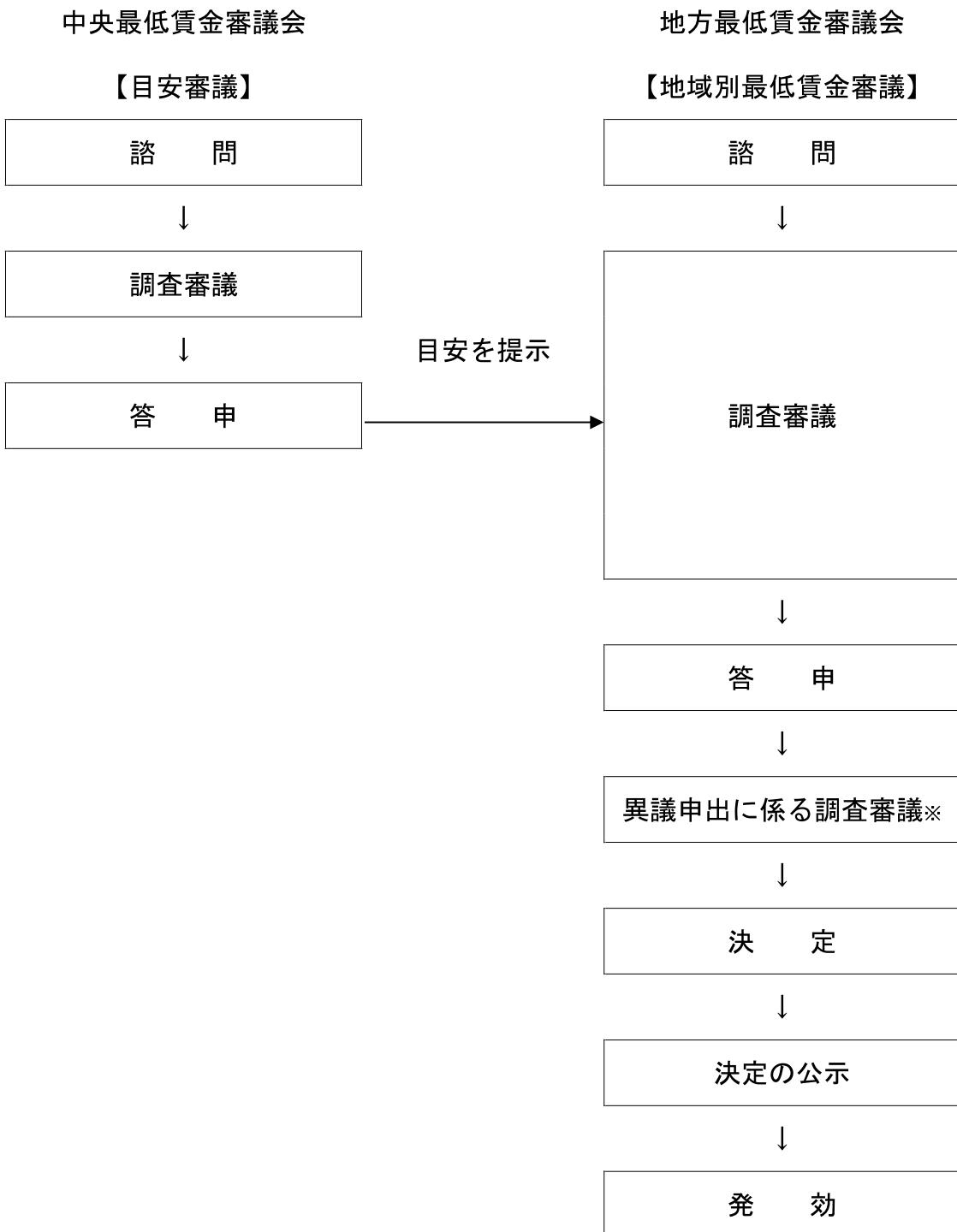
令和6年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定期月日 (※2)
北海道	B	50	1010 (960)	50	±0	2024年 10月1日
青森	C	50	953 (898)	55	+5	2024年 10月5日
岩手	C	50	952 (893)	59	+9	2024年 10月27日
宮城	B	50	973 (923)	50	±0	2024年 10月1日
秋田	C	50	951 (897)	54	+4	2024年 10月1日
山形	C	50	955 (900)	55	+5	2024年 10月19日
福島	B	50	955 (900)	55	+5	2024年 10月5日
茨城	B	50	1005 (953)	52	+2	2024年 10月1日
栃木	B	50	1004 (954)	50	±0	2024年 10月1日
群馬	B	50	985 (935)	50	±0	2024年 10月4日
埼玉	A	50	1078 (1028)	50	±0	2024年 10月1日
千葉	A	50	1076 (1026)	50	±0	2024年 10月1日
東京	A	50	1163 (1113)	50	±0	2024年 10月1日
神奈川	A	50	1162 (1112)	50	±0	2024年 10月1日
新潟	B	50	985 (931)	54	+4	2024年 10月1日
富山	B	50	998 (948)	50	±0	2024年 10月1日
石川	B	50	984 (933)	51	+1	2024年 10月5日
福井	B	50	984 (931)	53	+3	2024年 10月5日
山梨	B	50	988 (938)	50	±0	2024年 10月1日
長野	B	50	998 (948)	50	±0	2024年 10月1日
岐阜	B	50	1001 (950)	51	+1	2024年 10月1日
静岡	B	50	1034 (984)	50	±0	2024年 10月1日
愛知	A	50	1077 (1027)	50	±0	2024年 10月1日
三重	B	50	1023 (973)	50	±0	2024年 10月1日
滋賀	B	50	1017 (967)	50	±0	2024年 10月1日
京都	B	50	1058 (1008)	50	±0	2024年 10月1日
大阪	A	50	1114 (1064)	50	±0	2024年 10月1日
兵庫	B	50	1052 (1001)	51	+1	2024年 10月1日
奈良	B	50	986 (936)	50	±0	2024年 10月1日
和歌山	B	50	980 (929)	51	+1	2024年 10月1日
鳥取	C	50	957 (900)	57	+7	2024年 10月5日
島根	B	50	962 (904)	58	+8	2024年 10月12日
岡山	B	50	982 (932)	50	±0	2024年 10月2日
広島	B	50	1020 (970)	50	±0	2024年 10月1日
山口	B	50	979 (928)	51	+1	2024年 10月1日
徳島	B	50	980 (896)	84	+34	2024年 11月1日
香川	B	50	970 (918)	52	+2	2024年 10月2日
愛媛	B	50	956 (897)	59	+9	2024年 10月13日
高知	C	50	952 (897)	55	+5	2024年 10月9日
福岡	B	50	992 (941)	51	+1	2024年 10月5日
佐賀	C	50	956 (900)	56	+6	2024年 10月17日
長崎	C	50	953 (898)	55	+5	2024年 10月12日
熊本	C	50	952 (898)	54	+4	2024年 10月5日
大分	C	50	954 (899)	55	+5	2024年 10月5日
宮崎	C	50	952 (897)	55	+5	2024年 10月5日
鹿児島	C	50	953 (897)	56	+6	2024年 10月5日
沖縄	C	50	952 (896)	56	+6	2024年 10月9日
全国加重平均			1055 (1004)	51	+1	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

